職員退職手当支給規程

一般社団法人情報科学技術協会 2015年4月1日

(目的)

第1条 就業規則第31条に規定する職員の退職手当については、この規程に定めるところによる。但し、事務局長への退職手当については別途定めるものとする。

(退職手当の支給)

- 第2条 退職手当は、職員就業規則第2条に定める正職員が3年以上在職し、次の各号の一に該当する場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。嘱託、契約、臨時その他の特殊雇用形態者等の非正規職員の呼称で採用された職員については、本規程は適用しない。
 - (1) 就業規則第15条により退職した場合
 - (2) 就業規則第17条により解雇された場合
 - (3) 本協会の解散その他業務上の都合により解雇された場合
 - (4) 就業規則第35条第6号により諭旨解雇された場合
 - 2 就業規則第35条第6号に基づく懲戒解雇の処分により解雇された者には、退職手当を支給しない。

(退職手当の算出)

第3条 退職手当は、退職時における基本給に4分の3を乗じた額に対して、勤続期間に応じ 別に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、本協会の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの歴月期間を通算する。ただし、協会の都合による場合を除き、休職期間は勤続期間に算入しない。

(退職手当の支払い)

第5条 退職手当は、退職後60日以内に支払うものとする。ただし、協会の経営その他やむ を得ない事由により、3年間を上限として支払いの延期または分割をすることができ る。

(退職手当の減額)

- 第6条 次の各号に該当する者については、所定の退職手当をその3割を超えない範囲において減額することができる。
 - 1)諭旨解雇された者
 - 2) 退職の意思表示をしないまま、業務の引継ぎを行わずに退職した者
 - 3) 退職の前後において上司の指示に従わず、著しく協会内の秩序を乱した者
 - 4) 社規社則に反し、不正・不都合のあった者
 - 5) その他、前各号に準ずる行為を行った者
 - 2 退職手当受領後、前項各号に掲げる事由が発覚した場合は、すでに受領した退職手当のうち、本来不支給とすべき金額を返還させることがある。

(功労金)

第7条 在職中、特に功労顕著であった者に対しては、会長は、功労金を支給することができる。

(廃止ないし減額)

第8条 経済情勢の変化、社会保障制度の改正または協会の経営状況等により、この退職手当規程を廃止、または支給額を減額することがある。

(細則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。 平成17年4月施行の規程は廃止する。 この規程は理事会議の議決により改廃することができる。

一般社団法人情報科学技術協会事務局員退職金支給係数

勤続年数	事務局長		一般		
	年度更新 単位率	支給率	年度更新 単位率	支給率	備考
1	0.7		0.7		_
2	0.7		0.7		3年未満の在職には支給しない
3	0.7	2.1	0.7	2.1	3年以上在職者に支給
4	0.7	2.8	0.7	2.8	
5	0.7	3.5	0.7	3.5	
6	1.0	4.5	1.0	4.5	
7	1.0	5.5	1.0	5.5	
8	1.0	6.5	1.0	6.5	
9	1.0	7.5	1.0	7.5	
10	1.0	8.5	1.0	8.5	
11	0.7	9.2	1.0	9.5	
12	0.7	9.9	1.0	10.5	
13	0.7	10.6	1.0	11.5	
14	0.7	11.3	1.0	12.5	
15	0.7	12.0	1.0	13.5	事務局長は15年以上は特に規定せず
16			1.0	14.5	
17			1.0	15.5	
18			1.0	16.5	
19			1.0	17.5	
20			1.0	18.5	
21			1.0	19.5	
22			1.0	20.5	
23	_		1.0	21.5	
24			1.0	22.5	
25			1.0	23.5	
26			1.0	24.5	
27			1.0	25.5	
28			1.0	26.5	
29			1.0	27.5	
30			1.0	28.5	
31-			0		31年以上は28.5月

月単位の支給率は月割で算出する。

^{*}今年度支給率+((次年度の支給率-今年度の支給率)*月数/12月))